

令和3年度
多治見市子どもの権利擁護委員
多治見市子どもの権利相談室

活動報告書



令和4年8月
多治見市子どもの権利擁護委員



はじめに

1年延期の東京オリンピックが開催された年でありましたが、新型コロナウイルスの流行は変異株となって続き、確実な感染対策を講ずる社会生活や学校生活では心身に負担のかかるものとなりました。

子どもや子どもの周りの保護者や教職員等のおとなにとっては、個人差はあるものの、実にストレスを感じる年であったと推察致します。

令和3年度の相談回数は、令和2年度の2倍以上に多くなりました。

多治見市が「子どもの権利に関する条例」を平成15年に制定し、平成16年に「子どもの権利相談室」を開設して18年を迎えています。「たじみ子どもサポート」の愛称とともに啓発活動を進め、今では「敷居の低い相談室」と認知された成果でもあります。

また、このような状況であるからこそ、子どもの権利相談室や子どもの権利擁護委員の役割が大きくなっているといえます。

ここでは、子どもの最善の利益を第一に考えて対応し、子どもの意向を大切に、結果だけではなくその過程も重視しています。

令和3年度スタートに際し、水野香代（臨床心理士）子どもの権利擁護委員が加わり、水野将也（弁護士）子どもの権利擁護委員と私の3人で対応しました。子どもの権利相談員は2人体制でスタートしましたが、相談数が増えたこともあり、9月より3人体制で対応しました。相談者からの話を、共感的に「聴く」というスタンスで臨み、相談するだけで明るさや元気さを高める方もみえるようです。

条例に記されている「調査」「調整」「勧告」「是正要請」が必要と判断される時は、子どもの権利擁護委員と相談員が結束して速やかに対応致します。

今回の報告書は、昨年度の私たちの活動をまとめ、皆様にご報告させていただくために作成したのですが、条例により守秘義務が課せられていることもあり、個人が特定できるような内容は記述できないことをご理解いただきますようお願い致します。

今回の報告に際しても、皆様方から多大なご支援ご協力を頂きましたこと厚く感謝いたします。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

令和4年8月

多治見市子どもの権利擁護委員
代表擁護委員 原科 佐登己



目 次

はじめに	多治見市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 原科 佐登己	1
I	多治見市 子どもの権利擁護委員制度の概要	
1	設立の経緯と目的	3
2	運営体制	4
3	多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ	5
II	令和3年度の活動状況について	
1	相談活動状況	
(1)	令和3年度相談状況の概要	6
(2)	令和3年度新規相談の特徴	6
(3)	相談状況の年度別推移	13
(4)	対応	16
2	調整活動	
(1)	関係機関との連携	18
(2)	「令和3年度の調整活動について」 多治見市子どもの権利擁護委員 水野香代	19
3	救済の申立ての状況	20
4	研修	21
5	会議	
(1)	子どもの権利擁護委員活動報告会	22
(2)	子ども相談機関連携会議	23
6	広報・啓発活動	
(1)	子どもへの広報・啓発活動	24
(2)	市民（おとな）への広報・啓発活動	27
(3)	その他の広報・啓発活動	28
III	子どもの権利擁護委員としての活動を振り返って	
	「擁護委員としての活動を振り返って」 多治見市子どもの権利擁護委員 水野 将也	29
おわりに		30
参考資料		
	多治見市子どもの権利に関する条例	32
	多治見市子どもの権利に関する条例施行規則	36
	多治見市子どもの権利擁護委員名簿	40

I 多治見市子どもの権利擁護委員制度の概要

1 設立の経緯と目的

多治見市では、平成15年9月、「多治見市子どもの権利に関する条例」を制定しました。この条例の目的は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら命などの子どもの権利の保障を図ることです。

多治見市に在住、在学あるいは活動する18歳未満の人（これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人を含む。）を子どもと定義し、その子どもの権利侵害に対して、速やかに適切な救済を図り、回復を支援するための制度として、子どもの権利擁護委員制度を設けました。

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をします。また、必要と認められるときは、自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請を行います。

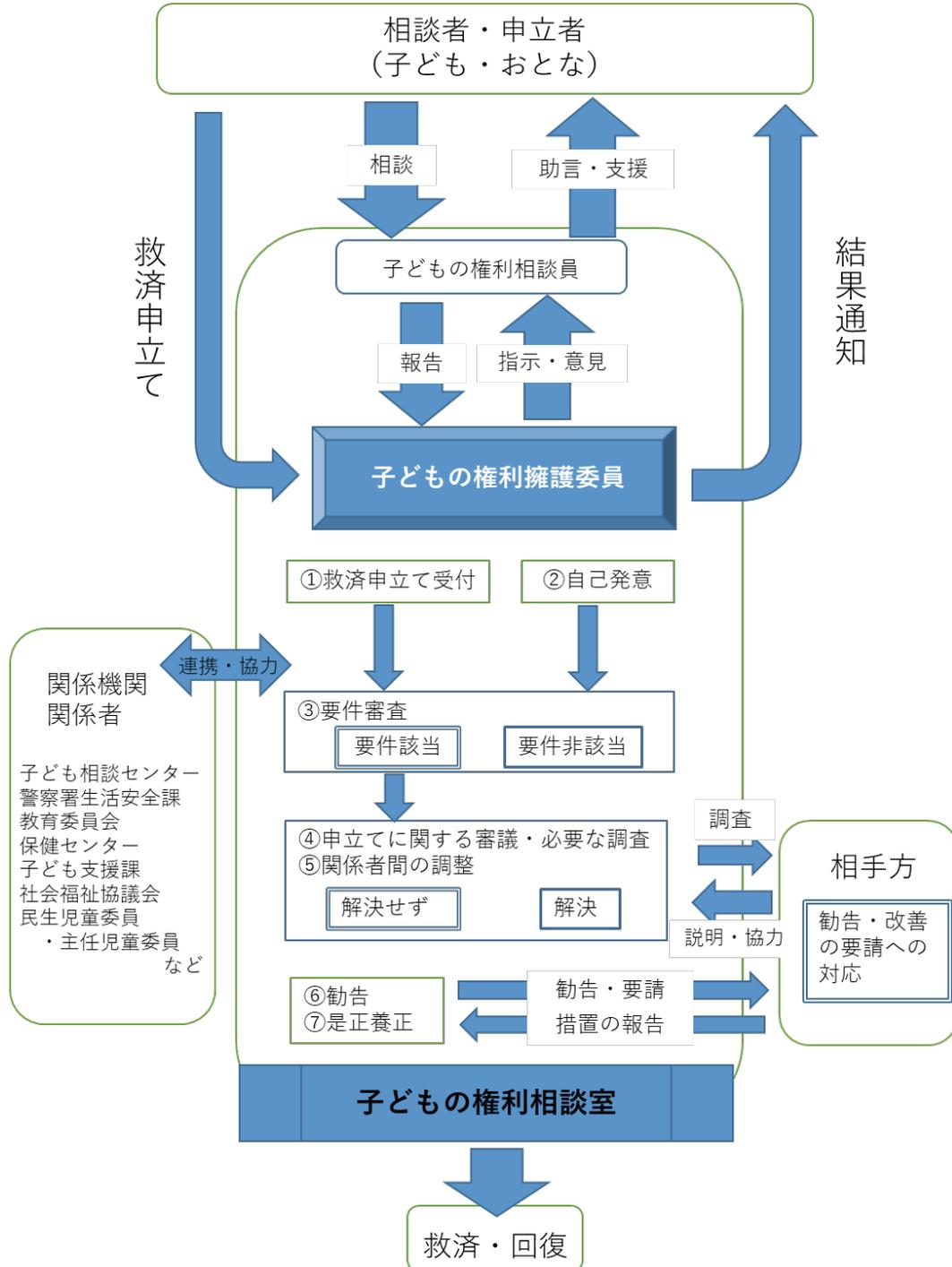
また、子どもの権利擁護委員の活動を補助し、子どもの権利侵害にかかわる相談や救済の申し立てに応じるため、子どもの権利相談員を設け、その活動場所として多治見市子どもの権利相談室を設置し、多くの子ども達や保護者、子どもに関係する人々等からの相談に応じています。

2 運営体制

区 分	摘 要
開設日	平成 16 年 4 月
場所	〒507-0034 多治見市豊岡町 1 丁目 5 5 番地 ヤマカまなびパーク 4 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護委員 3 名 ・子どもの権利相談員 3 名
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの最善の利益」を優先して考えます。 ・子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されます。 ・子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。
相談・救済の 基本対応	<ul style="list-style-type: none"> ・子どももしくは子どもに関わる関係者から相談を受け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（継続した相談、当事者本人による問題解決への支援）及び関係者間の調整（当事者を中心とした周囲の環境の調整）を行います。 ・子どもの権利侵害について、文書や口頭により相談や救済の申立てを受け付けます。 ・子どもの権利侵害に関する相談以外も、心身の悩み、交友関係等、子どもが抱える様々な悩みを広く受け付けます。 ・おとなからの相談であっても、子どもの意思を確認することを大切にし、子どもにとっての最善の解決を目指します。 ・申立てがない場合でも、子どもの権利擁護委員の判断で救済や権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・多治見市内に在住・在学・在勤する 18 歳未満の子どものことであれば、誰でも相談できます。18・19 歳でも通学、通所している場合は対象になります。
受付時間	<ul style="list-style-type: none"> ・火曜日～金曜日 13:00～19:00 ・土曜日 12:00～18:00
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口相談 多治見市子どもの権利相談室（たじみ子どもサポート） ・電 話 0120-967-866（フリーダイヤル） ・メール kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp ・LINE ID:@200fkmnq ・手 紙 〒507-0034 多治見市豊岡町 1 丁目 5 5 番地 ヤマカまなびパーク 4 階 多治見市子どもの権利相談室

3 多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ

子ども自身が問題解決する力を引き出すよう助言・支援します



- ① 救済申し立て…「学ぶ」「遊ぶ」「食べる」など子どもの権利が守られず、つらい・苦しい思いを助けて欲しいということ。
 - ② 自己発意…救済の申し立てがなくても擁護委員が必要だと判断すること。
 - ③ 審査…救済の申し立て内容が審議に該当するかどうか判断すること。
 - ④ 審議…救済申し立て内容の対応を協議する。
調査…関係機関に説明や資料の提出を求め、事実確認をする。
 - ⑤ 調整…申立人とその相手方である双方に対して助言や仲介などをして相互理解ができ、解決に向かうよう間に入る。
 - ⑥ 勧告…市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの。
 - ⑦ 是正要請…市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの。
- * 擁護委員は、必要に応じ、勧告、是正要請、措置の報告を公表することができます。

II 令和3年度の活動状況について

1 相談状況

(1) 令和3年度 相談状況の概要

令和3年度の新規相談件数は59件（昨年度より11件増加）、そのうち昨年度からの継続相談は13件、新規相談は46件（うち初回のみで終了した相談は30件）でした。子どもからの相談件数は27件、おとなからの相談件数は19件でした。おとなからの相談件数のうち不明である相談を除くとすべてが家族からの相談でした。延べ相談回数は234回（昨年度より132回増加）でした。そのうち、子どもからの相談回数は83回、おとなからの相談回数は151回でした。おとなからの相談回数のうち不明なものを除くと、ほとんどが家族からの相談でした。

【表1 令和3年度 相談状況の概要】

			相談者	相談内容											相談方法						
				いじめ	虐待	不登校	交友関係	教職員の対応	学校施設等の対応	心身の悩み	進路・学習	家族の悩み	家庭・子育て	その他・対象外	面接	電話	メール	手紙	LINE		
新規 相談件数	59	本年度 新規相談	46	子ども	27	5	0	1	6	1	0	8	1	5	0	0	13	16	3	0	27
		おとな	19	0	1	4	1	6	2	1	0	2	0	2							
	昨年度からの 継続相談	13	子ども	6	0	0	0	1	0	0	3	1	1	0	0						
		おとな	7	0	0	4	0	0	0	0	2	0	1	0							
		合計	59	5	1	9	8	7	2	12	4	8	1	2							
延べ 相談回数	234			子ども	83	9	1	7	12	5	0	22	5	22	0	0	40	75	71	3	45
				おとな	151	2	6	79	1	42	6	0	5	6	2	2					
				合計	234	11	7	86	13	47	6	22	10	28	2	2					

(2) 令和3年度 新規相談の特徴

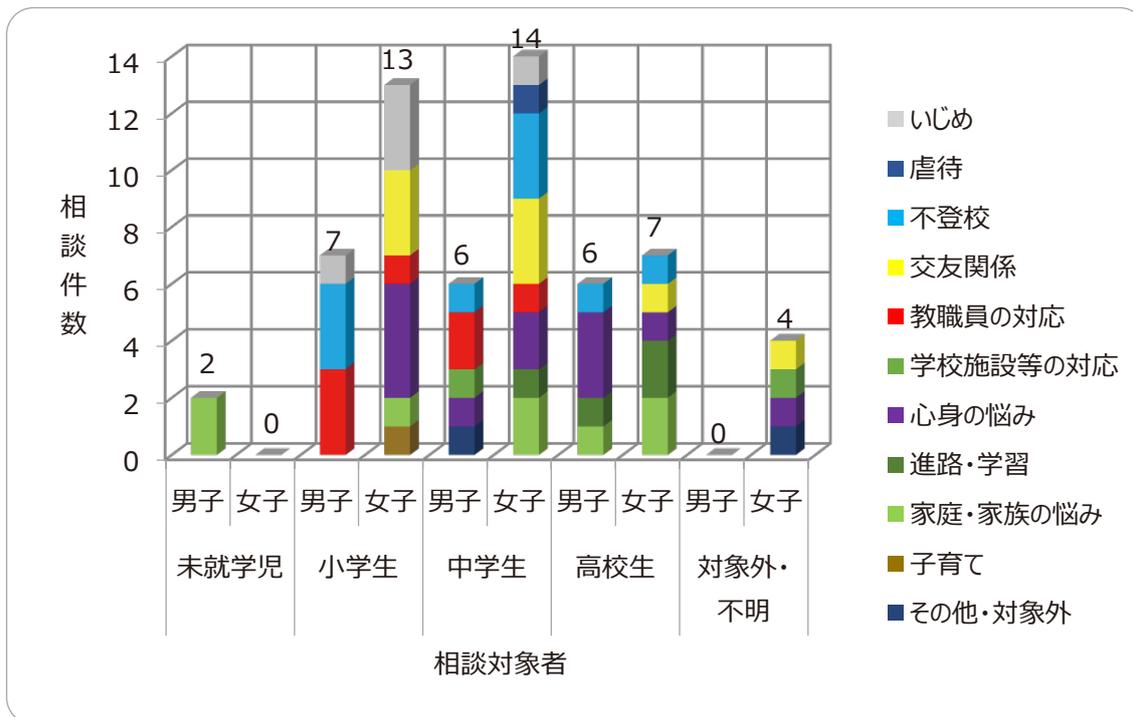
① 新規相談対象者別の相談内容

本年度継続相談対象者を含めた新規相談について、その相談対象者の内訳は、女子中学生が最も多く、次いで女子小学生の順でした。本年度は、男子に比べ、女子からの相談が多く、どの年代においても男子には見られない「交友関係」に関する相談が多いことが特徴です。（図1）。小学生については、男子と女子の相談内容に大きな違いがあり、男子は、「不登校」と「教職員の対応」が殆どでしたが、女子は「交友関係」「心身の悩み」に始まり、その他の様々な内容となっています。

また、最も件数の多かった女子中学生については、その相談内容が多くの分野にわたっていることが、総数としての相談件数の増加に繋がっています。

昨年度は、男子高校生の相談件数が多くありましたが、本年度は大きく減少しました。

【図1 新規相談対象者別の相談内容】



【図2 相談対象者別の相談者の内訳】

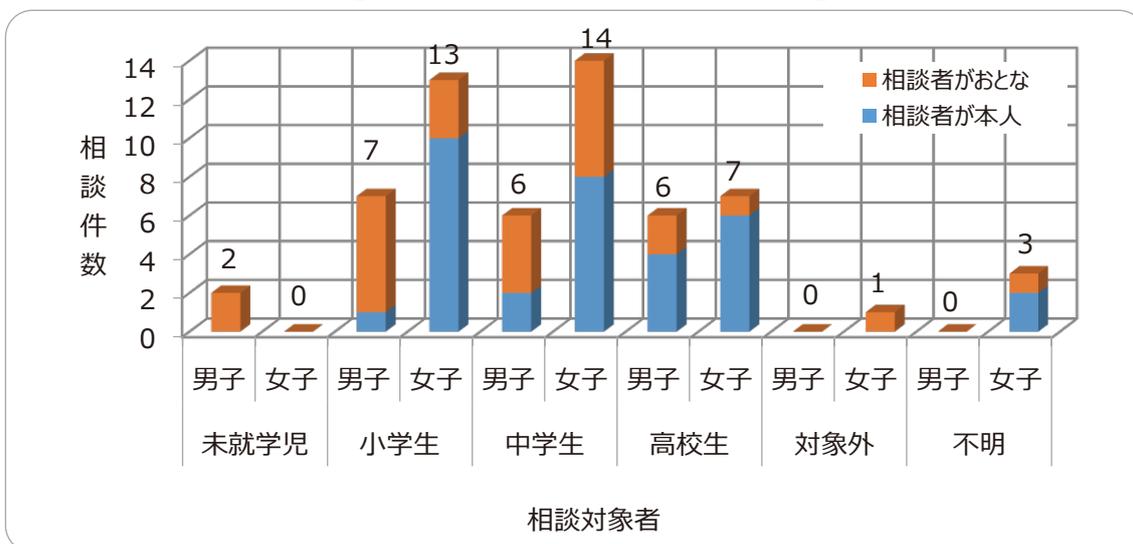


図1が相談内容の内訳を示したのに対し、図2は、相談者が本人かおとなかを示しました。年齢に関係なく、男子より女子において自ら相談してくる傾向が認められ、男子はおとなが相談してくるケースが多くありました。

② 新規相談者別の相談内容

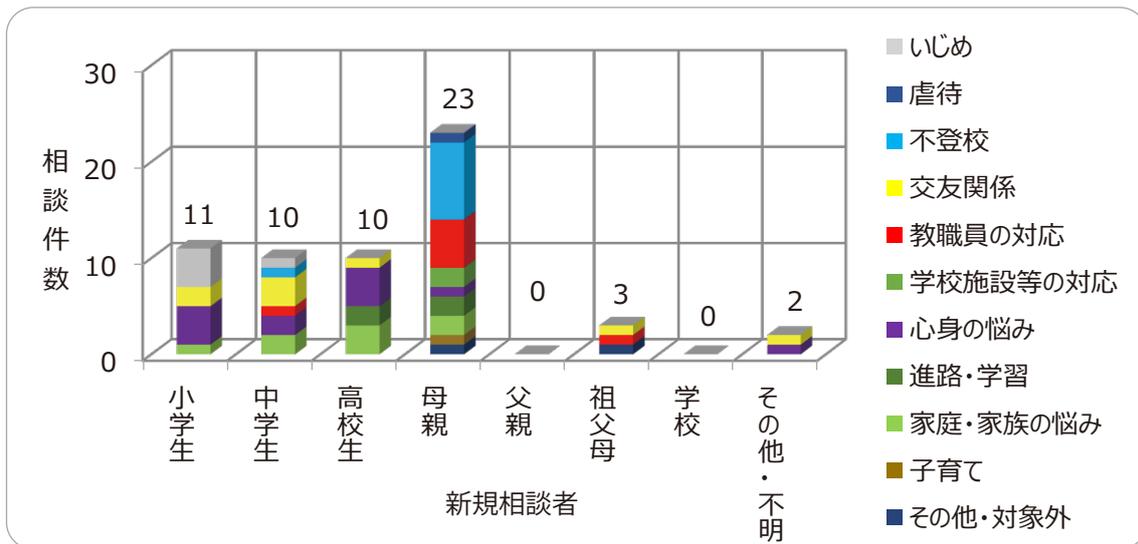
図3は、相談者別の相談内容の内訳を示したグラフです。

おとなの相談者のほとんどが、母親であることから、図2のおとなの相談者は母親として扱うこと

ことができます。加えて、その相談件数が昨年度に比べ、著しく増加していることが特徴となっています。

また、その相談内容は「不登校」と「教職員の対応」が多いことがわかります。よって、これらの結果から、本年度においては、小学生や中学生男子についての相談においては、その母親から「不登校」や「教職員の対応」に関する相談をされる傾向がみられました。

【図3 新規相談者別にみた相談内容の内訳】

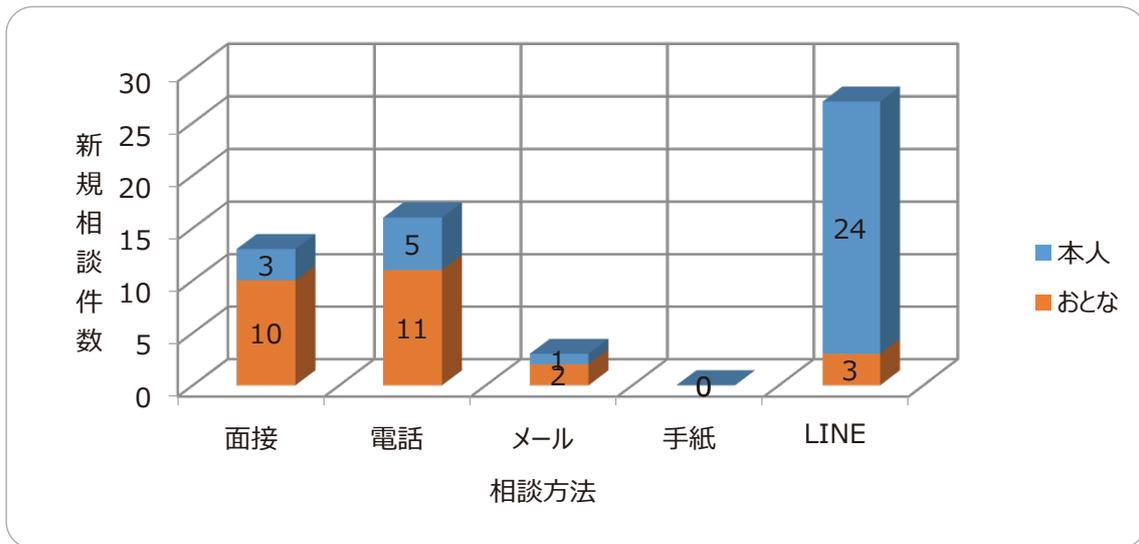


③ 相談方法別の新規相談件数・回数と相談内容

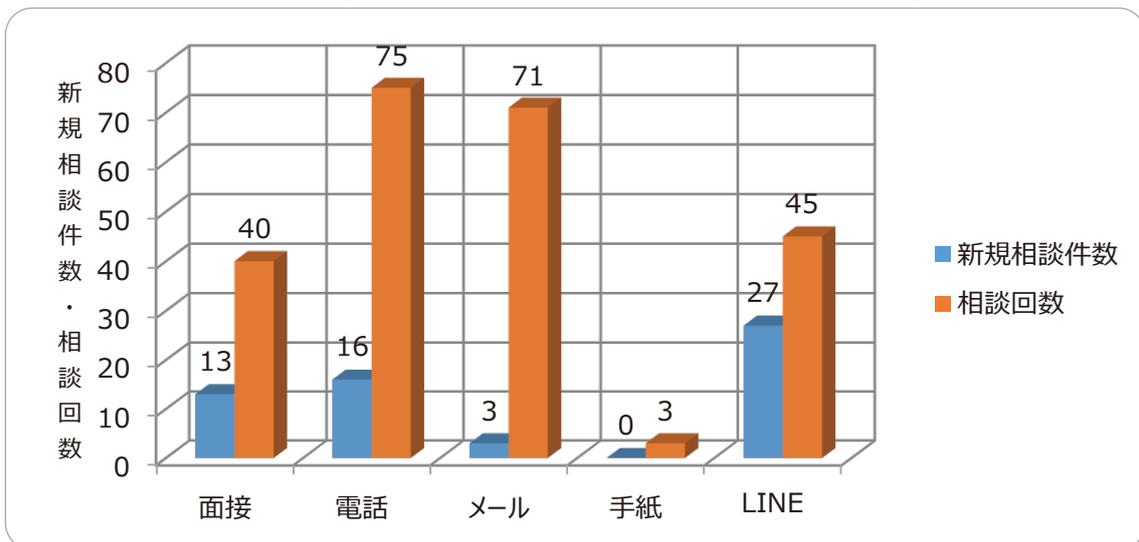
相談方法別にみると、LINE による相談が最も多く、次いで電話による相談が多くみられました。面接と電話については、母親からの相談が多く、一方、LINE においては、そのほとんどが本人からの相談でした。(図4)

このグラフは、あくまで初回の相談方法について調べたものであり、延べ相談回数では、LINE による相談回数よりも電話やメールによる相談回数の方が多くなっています。これは、初回の相談はLINE 相談ですが、関係性を築き、面談、電話、メール相談へと繋がった結果であります。(図5)

【図4 相談方法別の新規相談件数】

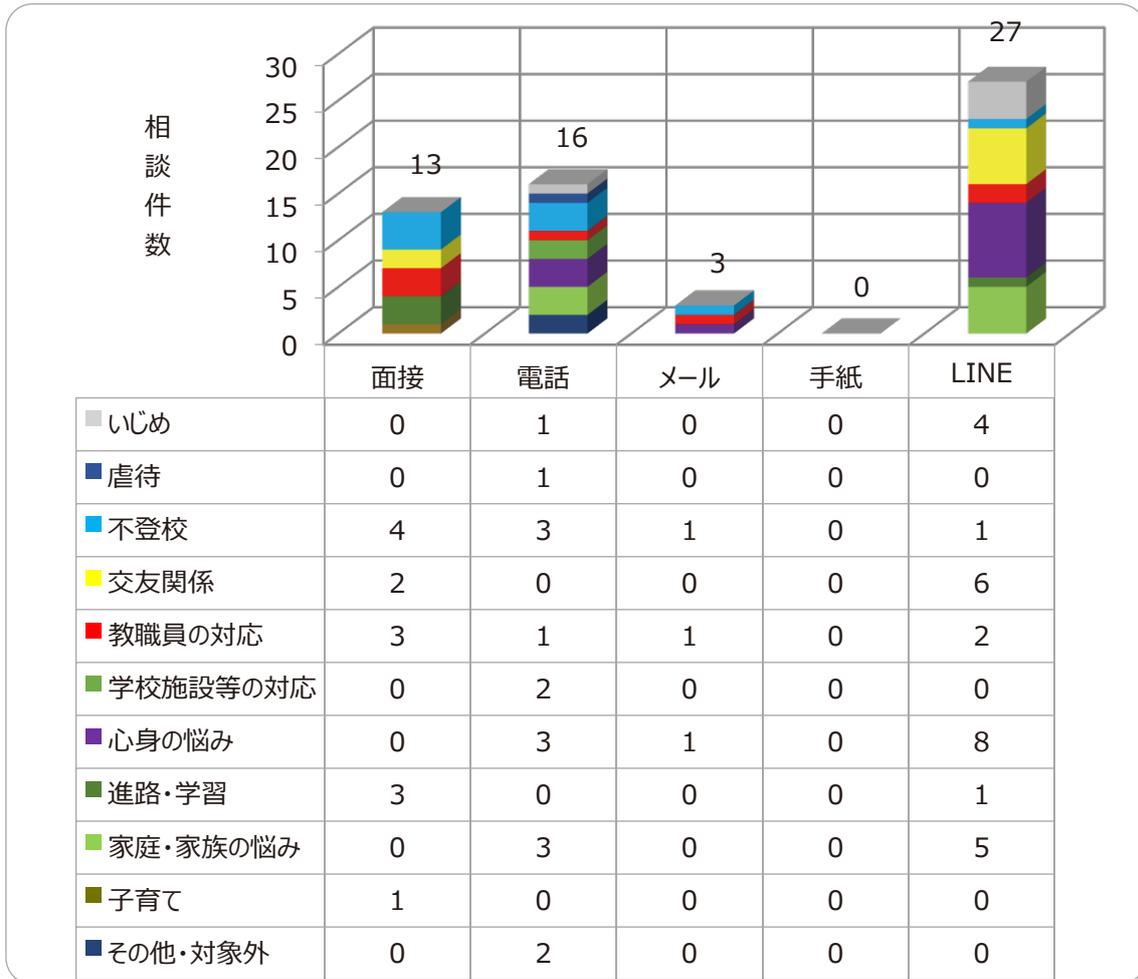


【図5 相談方法別の新規相談件数と相談回数】



相談方法ごとの相談内容の内訳をみると、LINE相談は「心身の悩み」や「交友関係」などの子どもが一人で抱え込み、だれにも相談できずに悩んでいるような状況での相談ツールとして有効であることが推測されます。これは、図4で示されたLINEによる相談は、多くが本人からの相談であることと一致します。また、面接や電話による相談については、その内容は様々であり一定の傾向は認められませんでした。(図6)

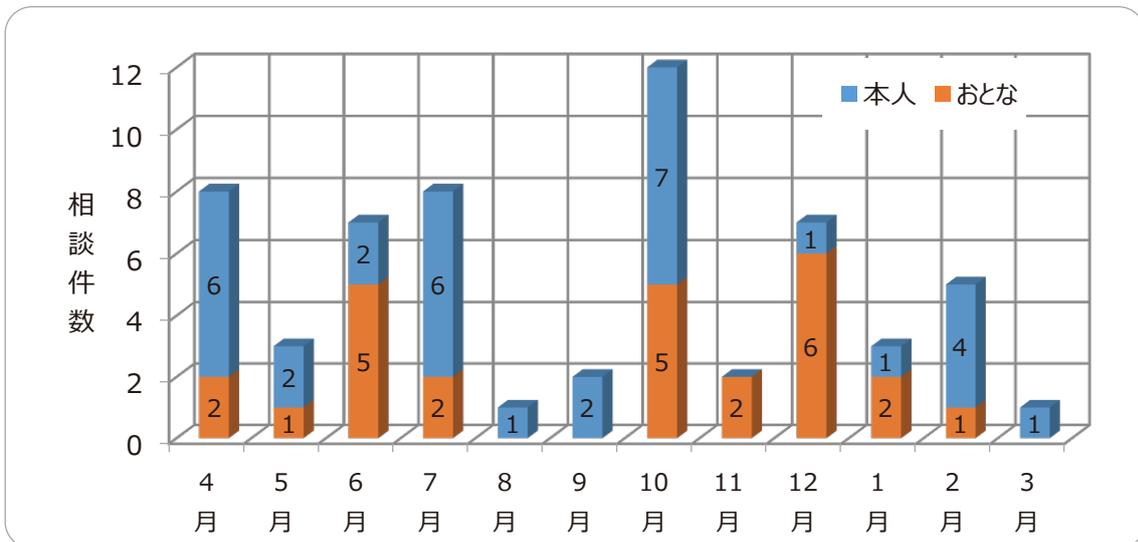
【図6 相談方法別の相談内容の内訳】



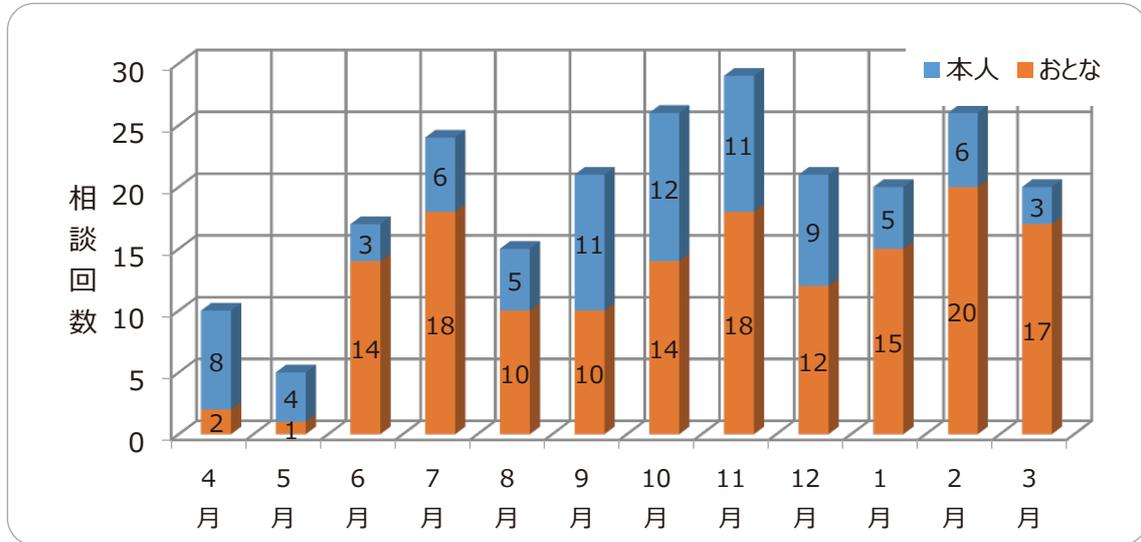
④ 月別相談件数

10月が最も相談件数が多く、夏休みである8月が最も少なくなっています。年度によって、傾向は異なり、一定の傾向は認められません。6月、12月と1月に配布した相談室のリーフレットやカードを見て相談してくれたのではと考えられます。

【図7 月別の相談件数】



【図8 月別の相談回数】

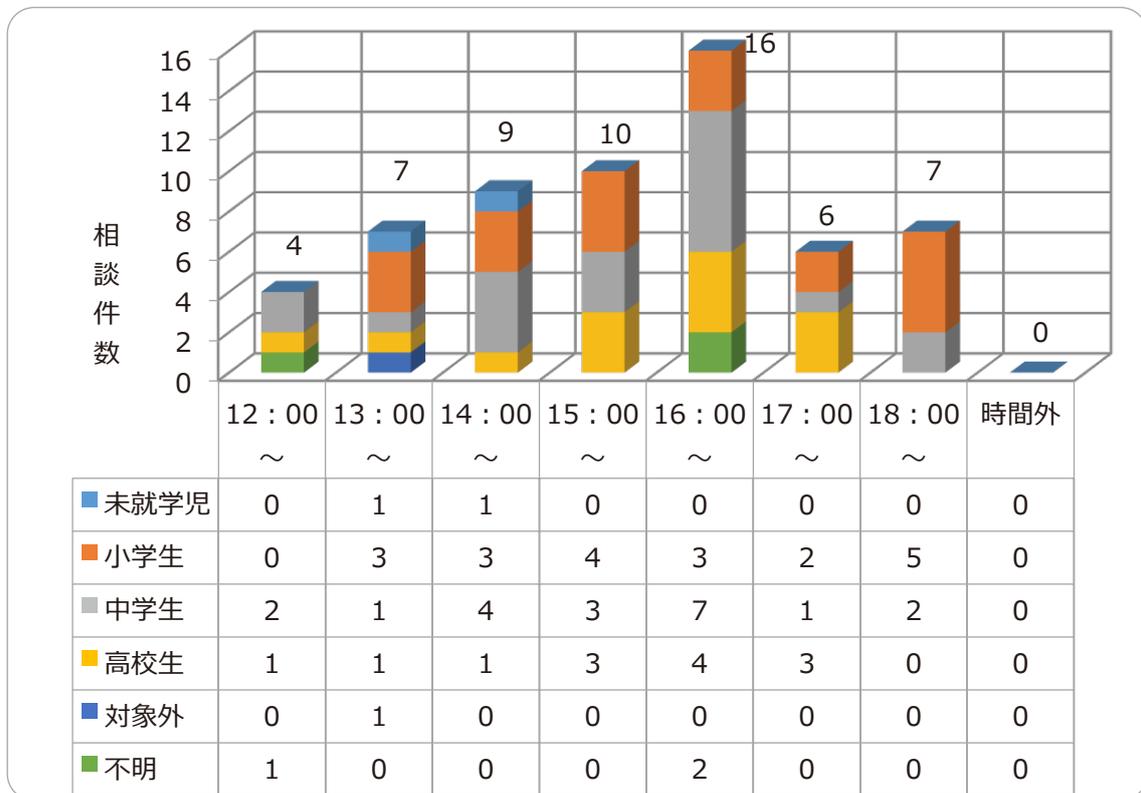


また、月別の相談回数は、年度当初からの相談件数が累積してくるに従い、その回数の合計も増加し、毎月20～30回程度の相談回数となっています。おとなの回数が多くなっていることから、母親からの相談の多くが、長期にわたる継続した相談となる傾向にあります。(図8)。

⑤ 相談時間帯別の相談件数と相談対象者の内訳

小学生からの相談は、どの時間帯においても一定数認められるのに対し、中学生や高校生では、16:00～17:00の時間帯に多く、学校の放課の時間帯と一致しています。

【図9 相談時間帯別の相談件数と相談対象者の内訳】



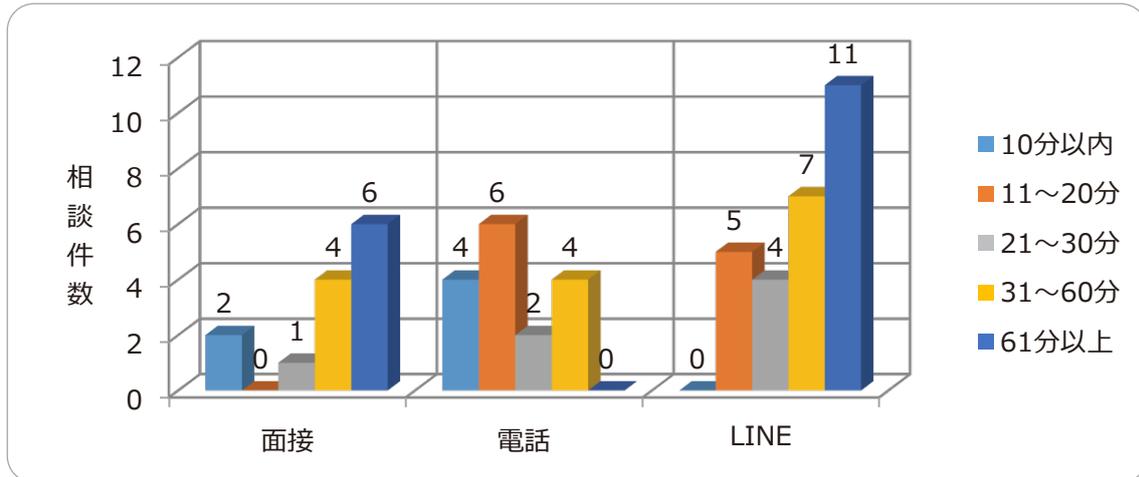
⑥ 相談方法別の相談所要時間

面接とLINEにおいては、1回の相談対応に1時間以上を要する相談が多いが、電話による相談の場合は、短時間で終了する相談が多くなっています。

LINE相談は、メッセージのやり取りに時間がかかるが、深く聞き取ることができない、という難しさがあります。

電話による相談においては、その内容が様々で、その他の相談も多いため、短時間で終了していることが考えられます。

【図10 相談方法別の相談所要時間の内訳】



(3) 相談状況の年度別推移

① 相談内容の推移

【図 11 相談内容からみた年度別相談件数の推移】

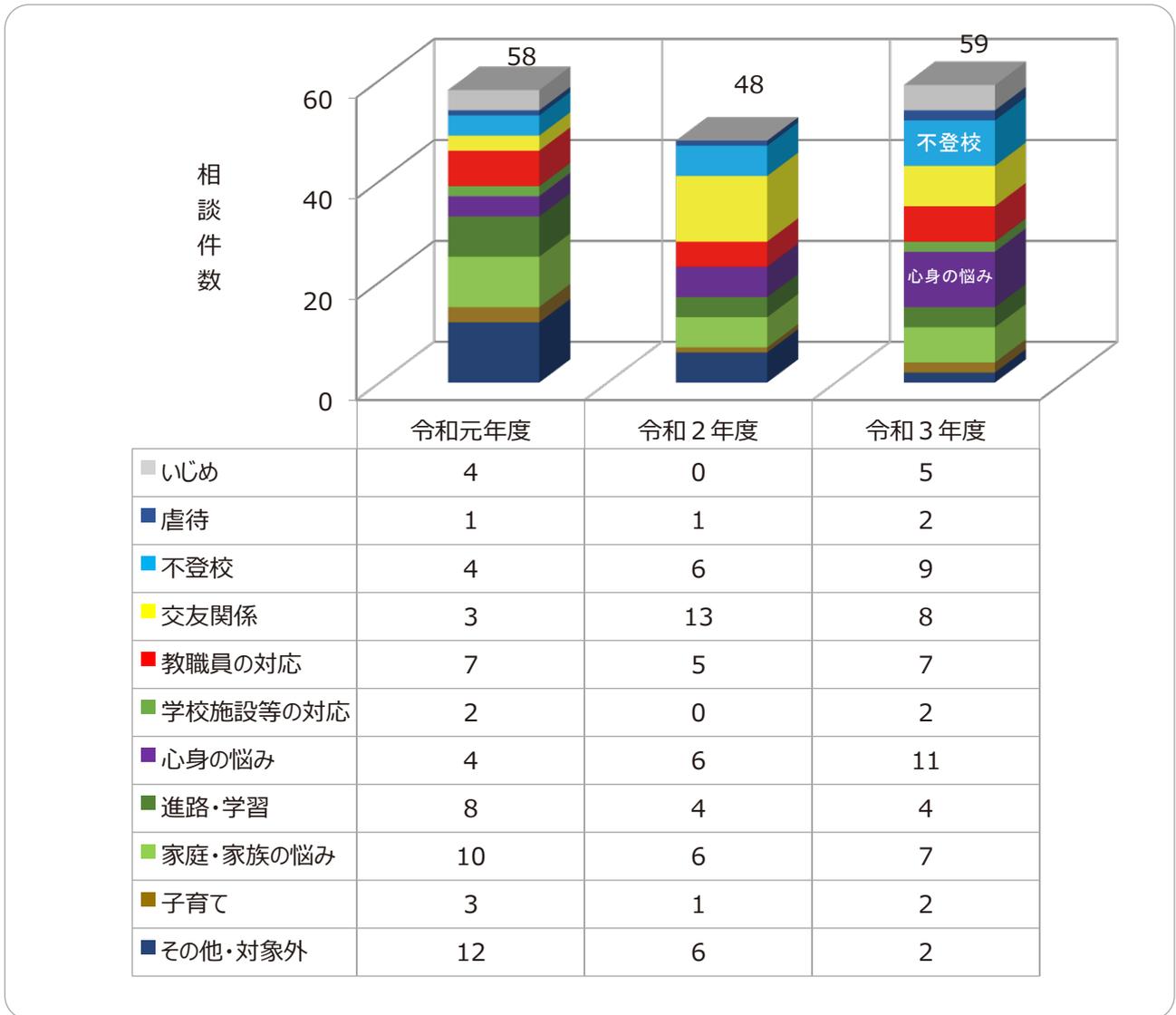
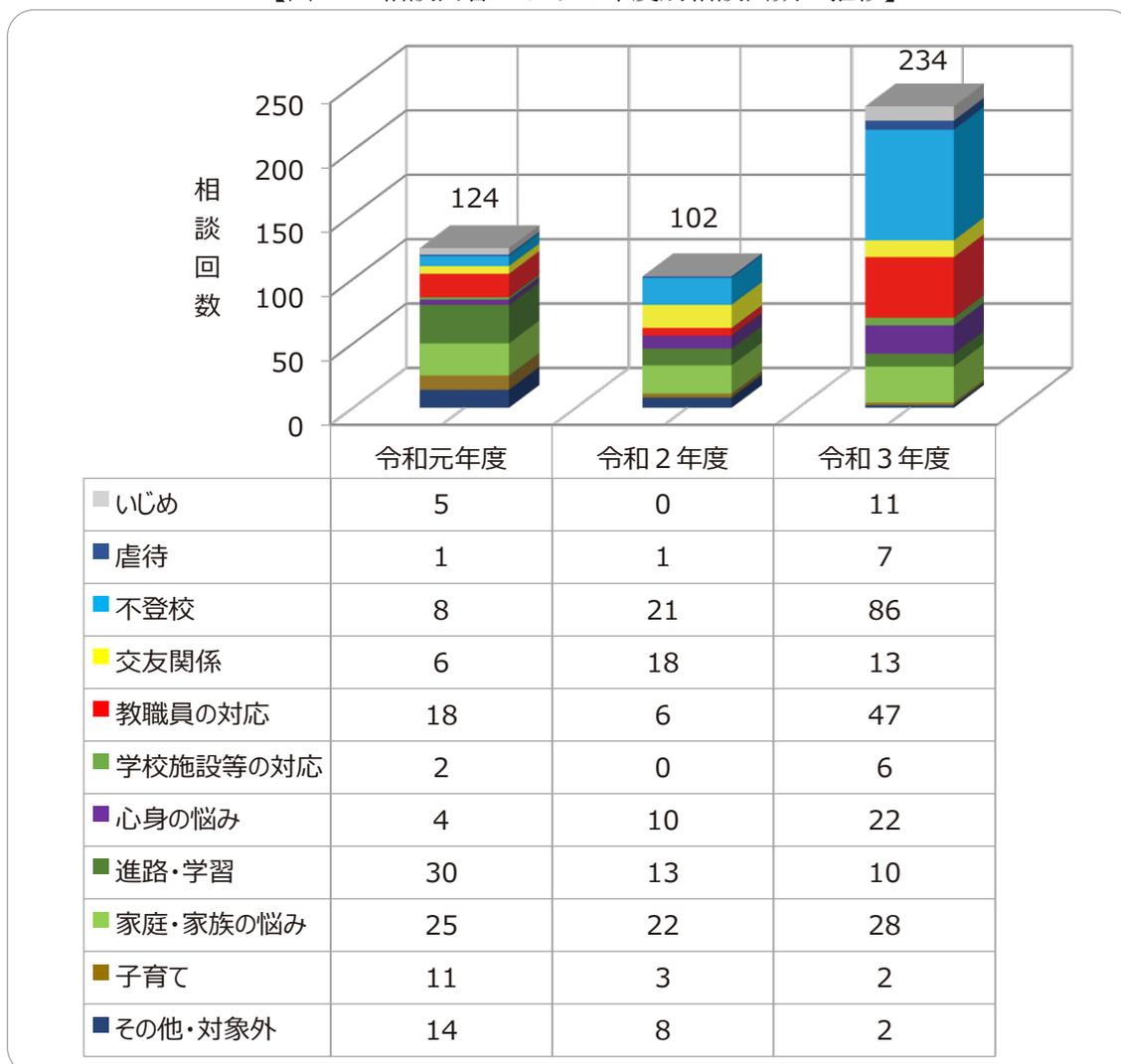


図 11 は、令和元年度からの相談件数とその内訳を示したグラフです。本年度の相談件数が最も多くなりました。その内訳をみると、「心身の悩み」「不登校」「家庭・家族の悩み」「交友関係」が多くなっていることが起因しています。

特に、「心身の悩み」については、令和2年度より取り入れた LINE 相談によるところが大きいと考えられます。(図 6)。

【図 12 相談内容からみた年度別相談回数の推移】



相談回数を年度ごとに比較すると、過去においては、特定の相談者による「進路・学習」に関する相談が頻回にわたり、そのことが総数の増加に繋がっていました。しかし、その後（令和元年度、令和2年度）には、100件前後の相談回数となっています。

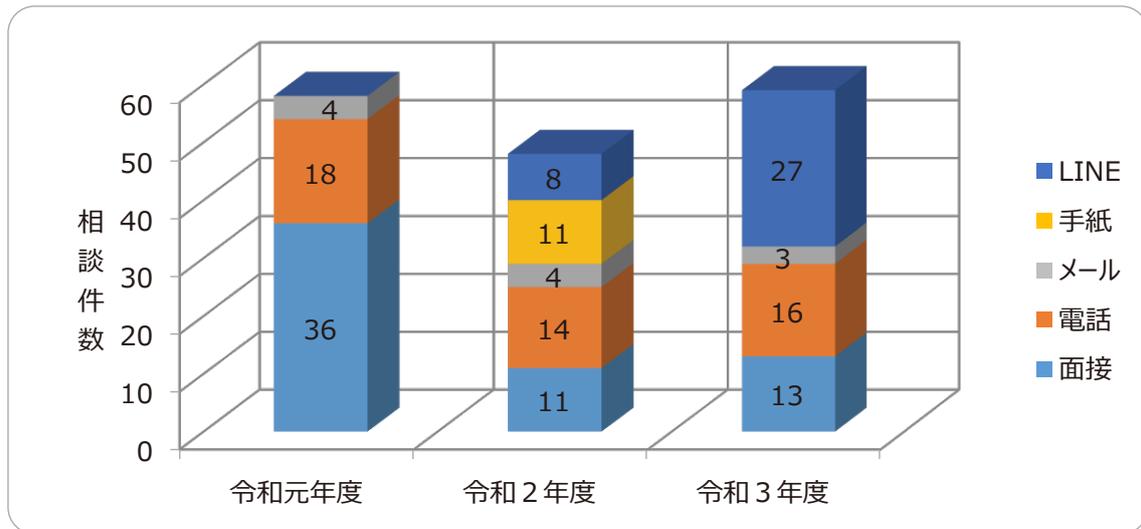
令和3年度は、「家庭・家族の悩み」「心身の悩み」「教職員の対応」「不登校」の4項目において過去2年間よりも多くなり、特に、「教職員の対応」と「不登校」においては、長期にわたる継続的な相談が認められました。その結果、総相談回数は、令和元年度・令和2年度と比べ、著しく増加しました。

② 相談方法の推移

令和元年度から始まった新型コロナウイルスの感染拡大に伴う相談室への相談者の立ち入り制限により、面接による相談件数が減少しました。

一方、令和2年度12月から始まったLINE相談の利用者が令和3年度に入り大きく増加し、ミニレターを実施しなかったにも関わらず、相談合計は大きく増加し、過去2年間を含めて最高となりました。

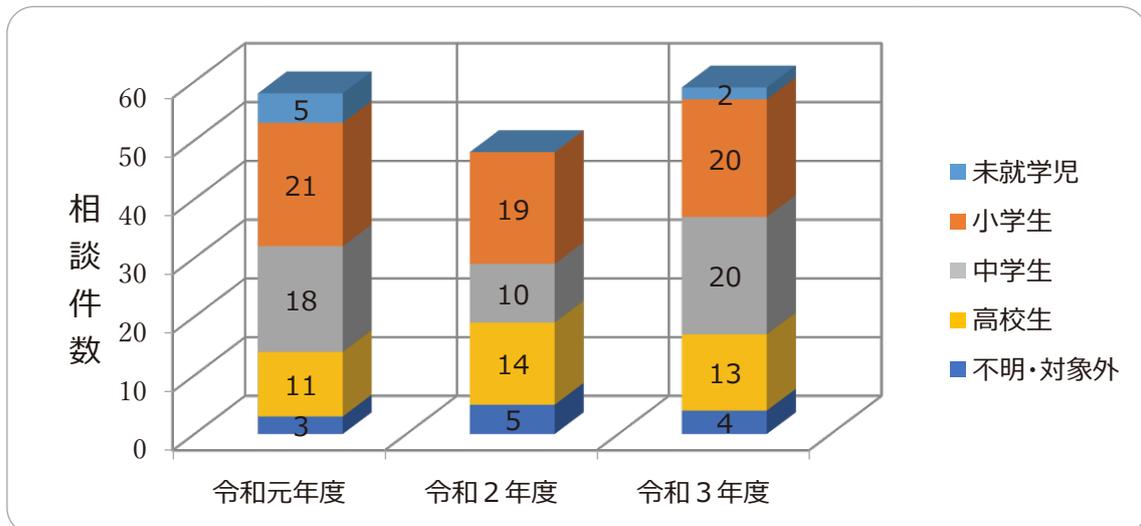
【図13 年度別の相談方法の推移】



③ 相談対象者の推移

小学生や高校生からの相談件数は、年度による変化はほとんど見られません。中学生からの相談件数は年度により異なり、このことが総相談件数の増減に繋がっています。

【図14 相談対象者からみた年度別相談件数の推移】



(4) 対応

①相談内容別の相談概要とその対応状況

* () 内は、全体の相談件数・相談回数からみる割合。

相談内容	相談の概要と特徴	対応状況
心身の悩み (件数 19%) (回数 22%)	<p>本人の身体的、精神的な性に違和感があるという LGBTQ+に関する相談。</p> <p>相談しづらい内容のため、まわりのおとなに相談することができず、1人で悩みを抱えていた。精神的匿名性がある LINE での相談であった。</p>	<p>誰にも話せない中、相談してくれたことに感謝を伝えた。</p> <p>「本人らしくいられるにはどうしたらよいか」を一緒に考えると共に、本人の ALLY (味方) となれるおとなの存在を模索した。</p> <p>幾度か LINE のやり取りをし、本人との信頼関係が確立した後、LGBTQ+ 専門の相談機関を紹介した。</p>
不登校 (件数 15%) (回数 37%)	<p>「友人との関係が悪くなった」「いじめを受けた」など、不登校になったきっかけに心当たりがあるケースと、原因は分からないが、頭痛や吐き気や気持ちが沈むなどの症状があって不登校になるケースがあった。</p> <p>交友関係のトラブルから不登校になっている子どものほとんどは、トラブルがあった相手だけでなく、人間そのものが怖いと感じてしまっており、本人は大変辛い状況であった。</p>	<p>まずは、本人や保護者の話を聴き、苦しい気持ちを受容することに努めた。</p> <p>本人に対しては、本人が得意なことについての話し相手となったり、本人が抱える家族や学校への思いを聴き取ったりした。</p> <p>保護者に対しては、無理に登校を促す方向ではなく休ませる時期も必要であると伝えるとともに、学校へのアプローチの仕方についての助言をし、進級に関して必要な単位や日数などの整理をする手助けをした。</p> <p>不登校に関する相談は、一度の相談で終わるケースもあるが、短期間で登校につながることは稀なため、継続的に本人や保護者の話を聴くケースが多くなった。</p>
交友関係 (件数 14%) (回数 6%)	<p>「友だちができない」「友だちがいない」との相談が、4 月、夏休み前後と節目ごとに複数件あった。</p> <p>相談者の多くが「本人から積極的に話しかける等、友だちづくりに励んでいたが、思うようにはいかず、疲れてしまっていた。</p>	<p>新年度になり、新しい環境で友だちを作ろうと頑張っている子ども達に寄り添い傾聴し、思いを受容した。</p> <p>交友関係は不登校の原因となる傾向が強いこともあり、より丁寧な聞き取りに努めた。</p>
教職員の対応 (件数 12%) (回数 20%)	<p>担任教諭の子どもへの対応が不適切である」という主訴のものが多くみられた。</p> <p>保護者は、当室に相談をする前の段階で、学校とすでに話し合いを重</p>	<p>初回の相談者は保護者であることが多いが、本人とも話す機会が持てたケースがほとんどであるため、保護者と本人の部屋を分け、相談員がそれぞれの事実や思いを聴き取った。</p> <p>本人については、充分思いを聴き取った上</p>

	<p>ねているケースがほとんどであり、学校に話しても改善が見られないことから、当室の利用に至っている。</p>	<p>で、「今後どうなったらよいのか」、「学校にいる時間は誰に助けてもらえるのか」を一緒に話し合った。</p> <p>保護者には不登校の相談同様、学校へのアプローチの仕方や、家庭での本人との過ごし方や対応について助言をした。</p> <p>「学校側の話も聴く必要がある」と擁護委員が判断したケースについては、擁護委員と学校管理職との面談も実施した。(p19 「調整活動について」参照)</p> <p>双方から話を聴いてみると、学校側の言い分と相談者側の言い分に乖離がみられるケースが多い。当室としては「子どものためにはどうしたら一番よいのか」を念頭に置き、その溝が埋まるように対応した。</p>
--	---	---

2 調整活動

(1) 関係機関との連携

調整活動とは、相談者とその相手方である双方に対して助言や仲介などをして相互理解ができ、解決に向かうよう間に入ることを指します。

下記の表は、本年度の連携・調整案件とその回数、さらには連携した外部機関についても示したものです。

そのほとんどが、小学生が相談対象者であり、該当する小学校さらには市教育委員会との調整活動を通して、解決の方向に向かっている案件です。

相談内容「教職員の対応」は、「学校・教職員の対応」と考えるべき内容であり、該当する小学生が所属する小学校との調整・連携は、問題解決に向けてのきわめて重要な要因となっています。そのため、この調整・連携をより意義のあるものとするために、事前に問題の本質を洗い出し、十分な準備の後、学校との調整・連携に臨んでいます。

これらの小学校との調整・連携は、9月以降に集中しており、年度の前半には認められませんでした。学校・教職員と子どもとの間の問題は、年度初めから月日が経過するに従い、顕在化し、夏休み明け頃から相談対象となるものと考えられます。

【表2 相談内容の調整先と回数】

相談内容	件数	調整先								合計 (回)
		小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	市行政 機関	県行政 機関	その他の 機関	子ども 保護者	
いじめ	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2
虐待	2	0	0	0	1	2	1	0	0	4
不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交友関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教職員の対応	2	3	0	0	1	0	0	0	0	4
心身の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
進路・学習	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭・家族の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子育て	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他・対象外	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	6	5	0	0	3	2	1	0	0	11

(2)「令和3年度の調整活動について」

多治見市子どもの権利擁護委員

水野香代

(公認心理師・臨床心理士)



令和3年4月に、子どもの権利擁護委員を拝命しました。これまでは、子育て支援（発達相談）や児童福祉、いじめ防止の仕事を通して、子どもや家族に関わってきました。子どもは一人一人違って、それぞれが伸びる力を持っているということ。また、家族もそれぞれ違って、「普通」なんてないということ。子どももおとなも、環境の影響を大きく受けながら互いに育っていくということ……。これらのことを、仕事や生活で出会う方々から教えてもらいました。

おとなから見ると「問題」に見える行動には意味があって、その多くは子どもからのSOSだと考えられます。SOSを出した子どもにとって、「困った行動」として叱責されるのか、「困っている行動」と理解され、一緒に対応を考えてもらうのかは、その後の援助希求行動に大きく影響します。援助希求行動とは、困った時に周囲に助けを求める行動のことで、子どもの自死が増えている今の時代に、特に注目されているものです。

多治見市子どもの権利相談室には、様々な内容の相談が寄せられます。相談経路も、子どもから、保護者を通してなど色々ありますが、SOSを出せている行動そのものに、私は子どもの健康な力を感じます。だからこそ、子どもが「相談してよかった」「困ったらまた相談しよう」と思えるよう、子どもの権利擁護委員と相談員と共に対応について検討しています。子どもからすると、家族や教員など、身近な人だからこそ言えない、心配や迷惑をかけたくない、という心理も働きやすいため、第三者機関としての子どもの権利相談室の存在は重要だと実感しています。

個人の話聞いて解決できるケースもありますが、中にはそれだけでは難しく、環境調整が必要なケースがあります。その場合は本人の了解を得て、前頁の表にあるような小学校、教育委員会、行政機関を訪問したり、連絡をとったりする調整活動を行います。調整活動の目的は、双方の話聞いて相互理解を深め、解決に向かうよう働きかけることです。正しいとか間違っているとかを、一方的に追及するものではありません。

実際に調整活動を行ってみて、双方の話聞くことや、事実を把握することの重要性和難しさを感じます。立場や機関が異なると、認識のズレが起こることもあります。ですが、おとなに比べると、子どもの選択肢は圧倒的に少ないです。また、子ども自身が環境を変えることも簡単ではありません。そのため、子どもの気持ちを通訳したり、マイクのような役割を担うことが、子どもの権利擁護委員の仕事だと理解しています。子どもが、持っている力を生かし、安心して生活できるよう、今後も活動していきます。

3 救済の申立ての状況

令和3年度の救済申立てはありませんでした。過去の状況は以下のとおりです。

救済申立て案件一覧 (平成16年4月～令和4年3月)

	案件番号	申立て事項・情報	条例上の対処等
1	平成18年1号	市のアレルギー給食対応の見直しについて	4月 調査 2月 市へ要望書
2	平成20年1号	園児虐待一時保護・子ども関係機関への不信について	4月 調査
3	平成20年2号	園児いじめによるケガの園対応について	2月～ 調査 5月 是正要請*1 7月 調整
4	平成21年1号	担任のクラスへの暴言について	6月 調査
5	平成21年2号	学童指導員の暴言について	10月 調査 11月 勧告*2
6	平成21年3号	園でのケガ・後遺症について	3月 調査 3月 是正要請*1 3月 調整
7	平成23年1号	通学途中のケガについて	6月 調査
8	平成24年1号	虐待通報対応時の子ども関係機関の動きについて	12月 調査
9	平成24年2号	生徒指導中の自傷行為について	3月～ 調査 4月～ 調整 8月 勧告*2
10	平成24年3号	学校外の金銭トラブルについて	3月 調査
11	平成25年1号	学校外のトラブル解決について	5月 調査
12	平成25年2号	担任の暴力と暴言について	6月 調査 9月 調整
13	平成25年3号	担任の暴力と暴言について	6月 調査 9月 調整
14	平成25年4号	不登校・学校対応について	10月～ 調査
15	平成25年5号	園児への担任の暴言について	3月 取り下げ 相談
16	平成27年1号	学校屋外施設における事故について	9月～ 調査 6月 勧告*2
17	平成27年2号	担任の暴力について	10月 取り下げ 調整
18	平成27年3号	虐待による転校について	1月 取り下げ 関係機関連携
19	平成29年1号	学童保育所の対応について	4月～調査 5月 調整

注) *1 「是正要請」とは、市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの

*2 「勧告」とは、市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの

4 研修

相談員の資質向上を図ることを目的として、年間を通して様々な研修会等に参加し、研鑽を積んでいます。以下は、令和3年度の研修内容です。

月日	研修会等の名称	講師	参加者
9月24日(金)	コロナ禍を経たこれからの子育て支援	臨床心理士・公認心理師 川原 聡氏	相談員
11月27日(土)	子どもの権利条約総合研究所研究会 あらためて「子どもオンブズワーク」について考える～「子ども条例」に基づく子どもの相談・救済機関の成果と課題から～	豊田市：石井代表擁護委員 名古屋市：間宮代表擁護委員 西東京市：野村代表擁護委員 半田 勝久氏 浜田 進士氏	相談員
12月9日(木)	性的指向・性自認の多様性の理解促進に向けて～企業に求められる取組み～	株式会社エニシア代表 市川 武史氏	相談員
12月21日(火)	LGBTQ+出張授業	特定非営利活動法人ASTA	相談員
1月11日(火)	湯浅 誠 in Toki 講演会 子どもの貧困から見える未来予測	特定非営利活動法人全国こども食堂支援センターむすびえ 理事長 湯浅 誠氏	相談員
1月29日(土)	宝塚市子どもの権利サポート委員会活動報告会～いまだから つながる～	宝塚市子どもの権利サポート委員	相談員

(2) 子ども相談機関連携会議

市内の子ども相談機関の担当者が一堂に会し、意見交換を行う「子ども相談機関連携会議」を開催しました。

子ども相談機関連携会議をきっかけに個々の状況に合った相談機関につながり、市内の相談機関が連携して最善の対応をしていける体制を築くことができました。

日時：令和3年12月10日（金） 14：00～16：00

場所：多治見市役所本庁舎2階大会議室



6 広報・啓発活動

多治見市子どもの権利相談室では、広く市民のみなさんや市内の学校や施設に在籍している子ども達に、本相談室の存在と役割について理解していただき、積極的に活用していただくために、下記の活動を行いました。

(1) 子どもへの広報・啓発活動

項目	実施時期	対象等	備考
リーフレットの配布	6～7月 12月	市内の小中高等学校 幼稚園、保育園ほか子ども施設	1年生(小中高) 年中(幼・保)
カードの配布	6～7月 12月	市内の小中高等学校 幼稚園、保育園ほか子ども施設	
「子どもサポート通信」の配布	6月	市内の小中学校	
お昼の放送	9月	市内小中学校	CD録音
カードの配布	1月	市内小学校6年生、中学校3年生	スマートフォンを持つ機会となる学年対象



子どもの権利相談室とは

子どもの権利相談室は、困っていたり、悩んでいたりする子や保護者の方などのための窓口です。

もし、このリーフレットを読んでくれているあなたが困っていたり、悩んでいたことがあるなら、子どもの権利相談室まで電話、FAX、メール、LINEをしてください(書きやメールアドレスはこのリーフレットに書いてあります)。たいしたことじゃないし・・・とか、こんなことで電話していいのかな・・・？とか全く気にしないで大丈夫です。もちろん、話してくれたことは秘密にしますし、名前や学校を言わなくても大丈夫です。子どもの権利相談室にいる皆は、困っていたり、悩んでいたりするあなたのために、少しでも役に立ちたいと考えていますので、もし連絡をしようかどうか迷ったら連絡をしてください。

最後まで読んでくれてありがとう。あなたの周りで困っていたり、悩んでいたりする友達がいいたら、このリーフレットのことを教えてくれるとうれしいです。

相談するにはどうすればいいの？

*でんわする

★子ども専用フリーダイヤル
0120-967-866
(通話無料、スマホ・携帯電話からもつながるよ)
★おとな用 0572-23-8666

*メールする

★E-Mail アドレス
kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp

*LINEする

★QRコードから
友だち登録して下さい

*会って話す

★場所 ヤマカまなびパーク4階
(多治見市豊岡町1-55)

*FAXや手紙もOKだよ

*相談できる曜日と時間

火曜日～金曜日 1時～よる7時
土曜日 12時～よる6時
(祝日もやってるよ、年末年始はお休み)



つらいとき 苦しいとき 困ったとき
相談してね。ひみつは必ず守るから、安心して話してね。
あなたにとって一番いいことを、一緒に考えよう。



多治見市子どもの権利相談室

〒507-0034 多治見市豊岡町1-55

ヤマカまなびパーク4階
でんわ 0572-23-8666
FAX 0572-23-8786

イラスト・デザイン：東葉 栄美



ひとりじゃないよ
いっしょに話そう

多治見市子どもの権利相談室

たじみ子どもサポート



たじみ市
多治見市

どんなことを相談できるの？

いじめ
友だちのこと
仲間はずれいやがらせ

先生のこと
不登校
話を聞いてくれない
先生の言葉や体罰で
きずついた

家の中
おもしろくない
けんかばかり
学校に居場所がない
勉強についていけない

家族のこと
食べる物が無い
毎日同じ服
加えられた
変なことされた
きずくたい
虐待

その他、自分自身の悩みや、心配ごとなど、何でも良いので、「つらい」「苦しい」「困っている」「助けしてほしい」と感じたとき、気軽に相談してくださいね。

そうだんしてからは どうなるの？





たじみ

子どもサポート通信

子どもの権利相談室マスコットキャラクター
うさげくん＆うさげちゃん

令和3(2021)年6月

第3号

高学年～中学生用

多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」です。子どもの権利相談室には、3人の擁護委員と2人の相談員がいます。最初に、相談員がみなさんからの話をゆっくり聞いて、擁護委員と、どうしたらいいかを考えます。困った時、誰かと話をしたい時、ぜひ来てくださいね。電話でもLINEでも、もちろん大丈夫です。

擁護(ようご)委員の紹介

☆藤科佐倉己委員(元校長先生)



心も体も飛躍的に成長できる時期です。明るく、元気に一杯活躍してくれることを期待しています。

困ったことがあったら、何でも相談してください。

☆水野将也委員(弁護士)



もし君が今、困っていることや嫌だなど思っていること、どうしたらいいか悩んでいることがあって、でも近くの大人のひとには相談したくないなど思っているのなら、私たちに相談してくれませんか？ 私たちも君が元気になる手助けをしたいと思っています。

☆水野香代委員(臨床心理士)



あなたの話をバカにせず、否定せずに聞く相談室です。迷惑かな？と思わずに、気軽に相談してください。

相談室ってどんなところ？

相談方法	市内に住む18歳までの子どもなら誰でも相談できるよ。いじめ・家族・学校・友だちなどなんでもOK!
約束手紙	電話・会って話す・FAX・メール 手紙・LINE
約束	相談の秘密は守られますので、安心して相談してね。
場所	ヤマカまなびパークの4階にあるよ。 多治見市豊岡町1-55 図書館のビルだよ!
時間	火曜日～金曜日 昼 1時～夜7時 土曜日 昼 12時～夜6時
間	祝日もやっているよ、年末年始はお休み

いじめかな？



家族のこと



友だちのこと



学校に行きたくない

多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」

発行元

〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階

電話 0120-967-866 メールアドレス kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp

相談できる時間 火曜日～金曜日 昼 1時～夜7時
土曜日 昼 12時～夜6時

LINE



ひとりじゃないよ
いっしょに話そう



(2) 市民（おとな）への広報・啓発活動

項目	実施時期	対象等	備考
校長会での広報	4月 7月	市内小中学校校長	学校訪問に関わる依頼 LINE ポスター掲示依頼
民生児童委員・主任児童委員定例会での広報	7月	民生児童委員・主任児童委員	子どもの権利普及推進員同行
多治見市広報紙へのコラム掲載	6月 12月	市民	
地域コミュニティ・ラジオへの出演	4月 8月	市民	子どもの権利相談員 子どもの権利擁護委員

子どもの権利を考えよう — 子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」から —

Vol.111

子どもの権利相談室は、保護者の方もご利用できます

まなびパーク4階にどんな小さなことも相談できる「子どもの権利相談室」があるをご存知ですか。名前からすると、一見、子ども(市内在住または在学の高校3年生まで)だけが相談対象に思えるのですが、保護者も相談できます。実際、相談件数に占める保護者等おとなの割合は、令和元年度が55.6%、令和2年度が40.2%と、多くの方に利用いただいています。主な内容は、不登校、教職員の対応、進路、家庭や家族のことなどです。一度だけの相談もありますが、何度も相談され、一定期間寄り添わせていただくことも多いです。相談員は全員子育て経験がありますので、自らの体験も交えながら傾聴します。

相談方法は、電話、面談、メール、手紙、FAXがありま

す。

コロナ禍でこれまでよりも子育て環境が複雑になっている面もあります。教育、学校、子育てなどで悩みの保護者の方は、一人で悩まずに子どもの権利相談室を是非ご利用ください。親身に対応しますし、秘密は守られます。もちろん、匿名でも相談できます。

どんな小さなことでも一人で悩まずに気軽に相談してください。秘密は守ります。電話やメール、来室での相談も受け付けています。

☎0120-967-866

☎携帯からもつながります

メール kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp
〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
多治見市子どもの権利相談室(たじみ子どもサポート)

子どもの権利を考えよう Vol.113

— 子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」から —

昨年12月から、子どもの権利相談室(たじみ子どもサポート)の相談方法にLINEを利用しての「多治見子どもLINE相談」が加わりました。今年度前期の相談件数の半数近くがLINEを利用しての相談になっています。

LINE相談は子どもたちが普段から使い慣れているアプリを利用して気軽にアクセスができます。また、相談時に、名前を言う必要がなく、顔や声分からないなど、心理的な匿名性が高く、それが上手に機能して子どもたちにとって、相談しづらい内容も相談できるようになったのではと思われます。

そして、今年の7月から「多治見子どもLINE相談」は保護者の方も相談できるようになりました。「子どものことで困ったな」、「身近な人には相談しづらいな」等の悩みもLINEでなら話せることがあるかもしれません。

相談内容の秘密は守られます。ひとりで抱え込まずに、気軽に相談してください。もちろん、従来の面接・電話・メール・FAXでも受け付けています。



どんな小さなことでも一人で悩まずに気軽に相談してください。秘密は守ります。電話やメール、来室での相談も受け付けています。

☎0120-967-866

☎携帯からもつながります

メール kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp
〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
多治見市子どもの権利相談室(たじみ子どもサポート)

(3) その他の広報・啓発活動（視察の受け入れ）

日 程	団 体	内 容
7月1日	日進市	子ども LINE 相談について
10月5日	公明党新聞	子ども LINE 相談について
10月14日	豊田市	子どもの権利条例について 子どもの権利相談について



「擁護委員としての活動を振り返って」

前多治見市子どもの権利擁護委員

水野 将也

(弁護士)



私は、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間という短い期間でしたが、多治見市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を拝命しておりました。今回、その間の活動を振り返って感じたことや思ったことなどをお話する機会を頂きましたので、以下、少しお話をさせて頂ければと思います。

私が擁護委員としての活動を始めた年の年末に新型コロナウイルスがニュースになり始めました。初めの頃は「そのうち収まるかな。」という程度で自分とは関係がない出来事だと思っていましたが、あっという間に日本においても猛威をふるい始め、緊急事態宣言発令という前代未聞の状況におかれまして。私を含め多くのおとなたちは、この先、世界がどうなっていくのか分からない、自分たちの生活はどうなるんだという強い不安や焦燥に駆られていましたので、同じように子どもたちが感じた不安、恐怖などもまた非常に強いものであったと思います。今は新型コロナウイルスについて段々と研究が進み、ワクチンや治療薬も出てきてはいますが、新型コロナウイルスのパンデミック前の世界とはまだ隔たりがあります。

このような状況が続き、困難な状況におかれる子どもたちが増えたことが懸念されていますが、だからこそ、子どもの権利相談室を始めとする子どもたちのための機関の役割が大きくなっているのであって、子どもの権利相談室としては少しでも助けを求める子ども達の手を握れるよう試行錯誤をしてきました。LINE相談の開始もその1つであり、運用などで改良すべき点がありますが、相談件数の大幅な増加は一定の成果があったと感じております。また、主としてスマートフォンをまだ使えない年代向けに切手無しで相談室に送ることができるミニレターも利用件数が増えました。

子どもの権利相談室は、子ども達の最善の利益は何かを考えながら活動します。ただ、わざわざ言うまでもないことですが、子ども達のための活動しているのは子どもの権利相談室だけではありません。同じ気持ちで、あるいはそれ以上の気持ちで、保護者の皆さま、学校の先生方を始めとする教育機関の皆さま、行政機関の皆さま、地域の皆さま、様々な立場の方々が子ども達のために活動をされています。時に考え方や立場の違いで意見が異なることはあるかと思いますが、子ども達のためにという根幹が同じであれば、話し合っ協力し合っ子ども達のためにより効果的に活動ができますので、子どもの権利相談室としても、今後、ますます各機関や教育機関などとも連携をしていくことができれば良いと考えています。

最後になりますが、短い期間ではあったものの私が擁護委員として微力ながら活動することができたのは皆様からの多大なご支援やご協力があったからであり、これらを抜きにして活動することは到底できませんでした。改めて深く御礼申し上げます。また、今後も引き続き、子ども達の笑顔のために、子どもの権利相談室へのご支援ご協力を賜りますよう深く深くお願い申し上げます。

おわりに

子ども達は、成長の真ただ中の中にいます。心も体も伸びます。明るく・元気に・たくましく成長してくれることを願っています。

しかしながら、全国的には児童・生徒の自殺者数が増えてきているという記事を目にします。若い命が失われることは、極めて残念なことです。子どもの権利相談室がその対策に少しでも寄与できれば幸いです。

ありがたいことに、「子どもの権利相談室」は、敷居が低い相談室として周知されつつあります。ささいなことでも困ったことは相談してくれることを期待しています。

令和3年度をもって、水野将也子どもの権利擁護委員が任期を終えました。いつも冷静に、「子どものために」ということを第一にして考えていた委員からは多くのことを学ばせていただきました。その精神を引き継いで、子どもの権利擁護委員と相談員で、多治見市の子ども達のために研鑽を深め頑張っていきたいと思います。

令和6年には、日本が「子どもの権利条約」を国会で批准して30周年の節目を迎えます。「たじみ子ども会議」の取り組みも24回を数え、子ども達の中にも定着してきています。「たじみ子ども会議」で頑張っていた児童・生徒が、後年多治見市政の場で活躍する姿を目にして感無量です。

多治見市が全国的にも先駆けた施策を講じて実践していることに鑑み、一層の使命感が心に刻まれます。

今後とも、多治見市の子どものために尽力していきますので、どうぞよろしく願いいたします。

令和3年度

多治見市子どもの権利擁護委員 原科佐登己
水野将也
水野香代

参 考 資 料

多治見市子どもの権利に関する条例

多治見市子どもの権利に関する条例施行規則

多治見市子どもの権利擁護委員名簿



市の花

きぎょう



つつじ

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 子どもの権利の普及（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 子どもの生活の場での権利の保障（第 7 条—第 9 条）

第 4 章 子どもの意見表明や参加（第 10 条—第 12 条）

第 5 章 子どもの権利侵害からの救済と回復（第 13 条—第 18 条）

第 6 章 子どもに関する施策の推進と検証（第 19 条—第 22 条）

第 7 章 雑則（第 23 条）

附則

すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。また、どのような状況でも、すべての人が子どもの命を守るよう努めなければなりません。

私たちは、次のようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

（子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち）

子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえのない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは、一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。

（子どもが安心して自分らしく生きることができるまち）

子どもは、それぞれに苦しいこと、心配なことなどがあります。子どもは、安心して助けてとすることができ、守ってもらえます。

子どもは、それぞれに思いがあります。たとえ小さい子どもでも意志や考えを持っています。子どもは、その思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらえます。

子どもは、それぞれに可能性や成長のしかたがあります。子どもは、ゆっくり自分をつくっていくことや子ども同士が育ち合うことができます。

（お互いを尊重し、共に支え合うまち）

子どもは、自分を大切に始めるとき、他の人を大切にする気持ちを持つことができるようになります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合える力をつけていくことができます。

子どもは、子ども同士や子どもとおとなとの良い関係をつくっていけるように支援されます。

（子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち）

子どもは、多治見を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加ができます。子どもが幸せなまちはおとなも幸せなまちです。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

（平和と環境を大切に、世界とつながっていくまち）

子どもは、平和と豊かな環境のなかですこやかに成長していくことができます。子どもは、日本と世界の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら命などの子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他の子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親など保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員（以下「子ども施設関係者」といいます。）は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して命などの子どもの権利の保障に努めます。

6 市は、国、他の地方公共団体などと協力し、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

(成長への支援)

第4条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう支援します。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について、さまざまな方法を通じて普及に努めます。

2 市は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します。

3 市は、子どもの権利について、子ども自身による学習を支援します。

(子どもの権利の日)

第6条 子どもの権利についての関心や理解を深め、取組みを進めるために、たじみ子どもの権利の日を設けます。

2 たじみ子どもの権利の日は、11月20日とします。

3 市は、たじみ子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を市民参加のもとで行います。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

(家庭における権利の保障)

第7条 親など保護者は、子どものすこやかな成長や権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識し、その養育する子どもの権利を保障します。

2 市は、親など保護者が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親など保護者などの子どもと同居するおとなは、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 市は、虐待や体罰を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済や回復、虐待や体罰の予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第8条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対して子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係者や関係機関と連携を図りながら、不登校などについて適切な対応をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第9条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもがすこやかに成長していくことができるよう努めます。

2 市は、子どもの成長にかかわる市民の活動を支援し、連携を図ります。

3 市民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことなどができるような居場所を確保・充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもの意見表明や参加

(意見表明や参加の促進)

第10条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが家庭、子ども施設、地域において、意見を表明し、参加できるよう支援します。

(子ども会議)

第11条 市は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするために、たじみ子ども会議を開催します。

2 たじみ子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市に提出することができます。

3 市は、たじみ子ども会議が提出した意見などを尊重します。

(子ども施設での意見表明や参加)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。

2 学校の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復

(子どもの権利擁護委員)

第13条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、多治見市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設けます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利の擁護に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。

4 擁護委員の任期は、3年とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

5 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。

6 擁護委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

(擁護委員の職務)

第14条 擁護委員は、次のことをします。

(1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

2 擁護委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 擁護委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。
(勧告などの尊重)

第15条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。
(救済や回復のための連携)

第16条 擁護委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(擁護委員に対する支援や協力)

第17条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。

(報告)

第18条 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(施策の推進)

第19条 市は、子どもの権利に関する推進計画を作り、子どもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、前項の推進計画を作るときには、市民や次条に定める多治見市子どもの権利委員会の意見を聴きます。

(子どもの権利委員会)

第20条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、多治見市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある人や市民のうちから市長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

(権利委員会の職務)

第21条 権利委員会は、市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第22条 権利委員会は、調査や審議の結果を市に報告し、提言します。

2 市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に必要なことからは、市長その他の執行機関が定めます。

附 則 (令和2年3月24日条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
第 2 章 子どもの権利擁護委員（第 4 条—第 18 条）
第 3 章 子どもの権利相談室（第 19 条—第 21 条）
第 4 章 子どもの権利委員会（第 22 条—第 25 条）
第 5 章 雑則（第 26 条・第 27 条）
附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、多治見市子どもの権利に関する条例（平成 15 年条例第 27 号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めます。

（定義）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定するこれらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人とは、年齢が 18 歳、19 歳で、同条第 2 項に規定する子ども施設に在籍などを行っている人をいいます。

（子ども会議の意見）

第 3 条 市長は、条例第 11 条第 2 項の規定によりたじみ子ども会議（以下「こども会議」といいます。）から意見などの提出を受けた場合は、当該意見などについて検討し、その検討内容や結果について公表します。

第 2 章 子どもの権利擁護委員

（代表擁護委員）

第 4 条 条例第 13 条第 1 項に規定する多治見市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）のうち 1 人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選によりこれを定めます。

2 代表擁護委員は、次のことを処理します。

- (1) 擁護委員会議の招集、議事運営に関すること。
- (2) その他代表擁護委員が必要と認めること。

3 代表擁護委員に事故があるとき、代表擁護委員が欠けたときは、あらかじめ擁護委員会議の互選により定める擁護委員が、その職務を代理します。

（擁護委員会議）

第 5 条 この規則において定めるもののほか、次のことを処理するため、擁護委員会議を置きます。

- (1) 条例第 14 条第 1 項や第 2 項に規定する職務の調整などに関すること。
- (2) 条例第 16 条に規定する関係機関などとの連携に関すること。
- (3) その他擁護委員が必要と認めること。

（資格要件）

第 6 条 市長は、次に掲げる人を擁護委員に選任しません。

- (1) 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員、その長、政党その他の政治団体の役員
- (2) 本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員
- (3) 市内の学校の教職員その他の本市の子どもを直接指導することを主たる職務とする職業などに現に従事している人

（子どもの権利相談員）

第 7 条 擁護委員の活動を補助するため、子どもの権利相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 相談員は、子どもの権利に理解があり、子どもに愛情を持って接することができる人のうちから、擁護委員の意見を聴いて、市長が委嘱します。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(相談や救済の申立て)

第8条 何人も、擁護委員に対し本市に在住、通学、通勤する子どもの権利侵害にかかわることについて、条例第14条第1項第1号に規定する相談や同項第2号に規定する救済の申立てをすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員、相談員が行います。

(救済の申立ての手続)

第9条 救済の申立てをしようとする人(以下「申立人」といいます。)は、口頭、文書により次のことを申立てします。

(1) 申立人の氏名、住所、電話番号、救済を必要とする子どもとの関係

(2) 救済を必要とする子どもの氏名、住所、保護者の氏名など

(3) 救済を必要とする事実の概要

2 口頭による救済の申立ての場合において、擁護委員、相談員は、口頭申立記録書(別記様式第1号)を作成しなければなりません。

3 文書により救済の申立てをする場合において、申立人は、子どもの権利侵害にかかわる救済申立書(別記様式第2号)を擁護委員に提出します。

(審議)

第10条 擁護委員は、前条の規定により救済の申立てを受け付けた場合は、その申立ての内容を審査し、その申立ての内容が子どもの権利侵害にかかわることであると認めるときは、その申立てに関する審議や必要な調査を行うことができます。

2 擁護委員は、救済の申立てが救済にかかわる子ども、その保護者以外の者から行われた場合は、必要に応じてその子ども、保護者の同意を得て審議します。

3 擁護委員は、救済の申立ての内容が次のことのいずれかに該当すると認める場合は、その申立てに関する審議を行いません。

(1) 救済の申立ての内容が虚偽である場合

(2) 救済の申立ての手続の内容にかしがある場合

(3) 擁護委員、相談員の身分に関することである場合

(4) その他審議の実施が不相当と認める場合

4 擁護委員は、第1項に規定する審査の結果について、申立人への通知書(別記様式第3号)により、申立人へ通知しなければなりません。

5 擁護委員は、救済の申立ての内容以外に子どもの権利侵害があると認める場合は、前条の規定にかかわらず、審議や必要な調査を行うことができます。

(調査の方法と実施)

第11条 前条第1項に規定する調査は、擁護委員、その命を受けた相談員が行います。

2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、その写しの提出を求めることができます。

3 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、専門的、技術的なことについて、予算の定める範囲内で専門的機関に対し調査、鑑定、分析などの依頼をすることができます。この場合において、擁護委員は、依頼したことの秘密の保持に必要な措置をとらなければなりません。

(身分証明書の提示)

第12条 前条の調査を行う場合は、擁護委員、相談員は、その身分を示す証明書(別記様式第4号)を携帯し、関係人などに求められたときは、それを提示しなければなりません。

(審議の中止)

第13条 擁護委員は、審議の継続が相当でないとき、審議を中止することができます。

2 擁護委員は、前項の規定により審議を中止したときは、申立人への通知書により、申立人に対し通知します。

(勧告などの実施)

第14条 擁護委員は、審議を実施した結果必要と認めるときは、調整、勧告、是正要請を行います。

2 擁護委員が前項の規定により勧告、是正要請をするときは、書面により行います。

3 擁護委員は、審議の結果を申立人への通知書により申立人に通知します。第1項の規定に基づき調整、勧告、是正要請を行ったときは、その概要を併せて申立人に通知します。

(通知の方法)

第15条 第10条第4項、第13条第2項、前条第3項の規定による通知は、申立人が申立人への通知書による方法以外の通知方法を希望した場合、擁護委員がその方法が申立人にとって最も適切であると判断したときは、その方法により行うことができます。

(措置の報告)

第16条 条例第14条第1項第3号の規定により措置の報告を求めるときは、是正などの措置についての報告要求書(別記様式第5号)により行います。

2 前項の規定による要求を受けた人は、子どもの権利に関する是正などの措置についての報告書(別記様式第6号)の提出その他擁護委員が適当と認める方法により報告するよう努めます。

(勧告などの公表)

第17条 条例第14条第2項に規定する公表は、擁護委員会が適当と認めた方法により行います。

(運営状況の報告や公表)

第18条 条例第18条に規定する報告は、次のことに関する報告書などを作成し、これを市長や議会に提出します。

- (1) 擁護委員が受け付けた相談や申立てに関する概要
- (2) 擁護委員が実施した審議や調査に関する概要
- (3) 擁護委員が行った調整、勧告、是正要請の概要、措置などの報告に関する概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、擁護委員会において市長や議会に報告し、市民に公表することが必要と認められること。

第3章 子どもの権利相談室

(設置)

第19条 子どもの権利侵害にかかわる相談や救済の申立てに応じるため、多治見市子どもの権利相談室(以下「相談室」という。)を設置します。

(名称や位置)

第20条 相談室の名称や位置は、次のとおりとします。

- (1) 名称 多治見市子どもの権利相談室
- (2) 位置 多治見市豊岡町1丁目55番地

(開設日時など)

第21条 相談室の開設日や時間は、次のとおりとします。

- (1) 火曜日から金曜日まで 午後1時から午後7時まで
- (2) 土曜日 正午から午後6時まで

2 相談室の休業日は、次のとおりとします。

- (1) 日曜日及び月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 市長は、必要と認めるときは、前2項の開設日、時間、休業日を変更することができます。

第4章 子どもの権利委員会

(会長や副会長)

第 22 条 条例第 20 条第 1 項に規定する子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）に、会長や副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選によりこれを定めます。

2 会長は、会議の議長として会務を総理し、権利委員会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第 23 条 権利委員会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集します。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集します。

2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

(部会)

第 24 条 権利委員会は、必要に応じ部会を置くことができます。

(委任)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他権利委員会の運営に関し必要なことは、会長が、権利委員会に諮って定めます。

第 5 章 雑則

(庶務)

第 26 条 擁護委員、相談室、権利委員会の庶務は、環境文化部くらし人権課において処理します。

(その他)

第 27 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めます。

多治見市子どもの権利擁護委員名簿

令和3年度子どもの権利擁護委員

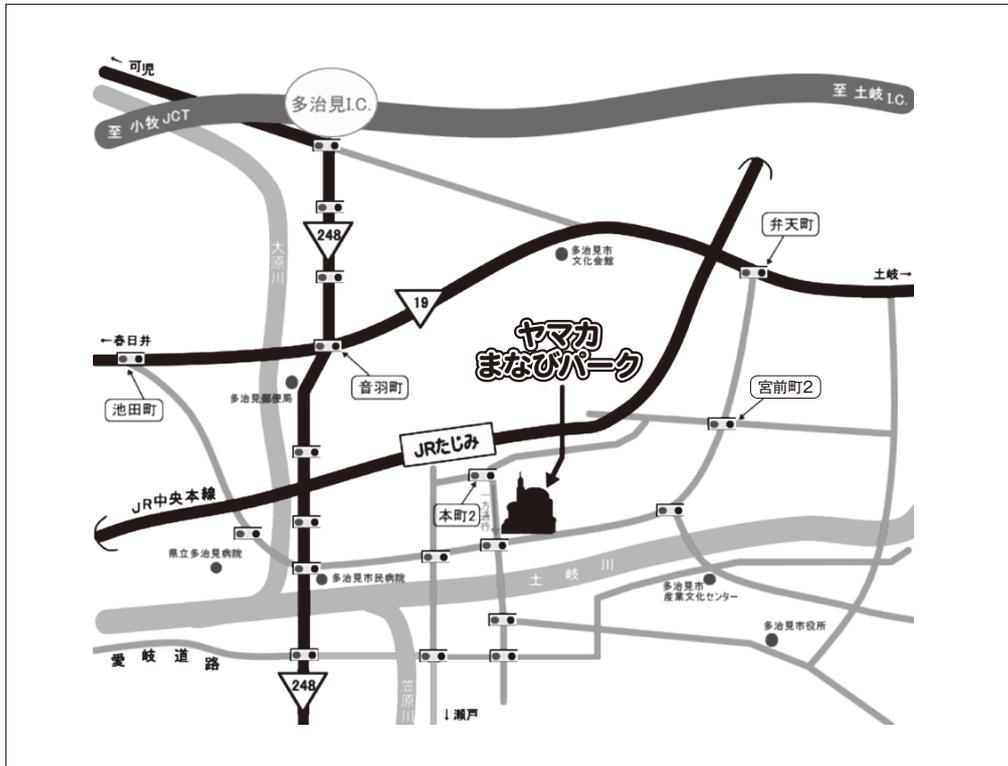
職名	氏名	職業等	在任期間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	原科佐登己	元学校長	令和2年10月1日～
子どもの権利擁護委員	水野将也	弁護士	平成31年4月1日～
子どもの権利擁護委員	水野香代	公認心理師 臨床心理士	令和3年4月1日～

令和4年度子どもの権利擁護委員

職名	氏名	職業等	在任期間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	水野香代	公認心理師 臨床心理士	令和3年4月1日～
子どもの権利擁護委員	原科佐登己	元学校長	令和2年10月1日～
子どもの権利擁護委員	藤田聖典	弁護士	令和4年4月1日～

多治見市子どもの権利相談室

(ヤマカまなびパーク 4 階)



交通アクセス JR多治見駅から徒歩5分

令和3年度 多治見市子どもの権利擁護委員活動報告書
令和4年8月 発行

発行：多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」
〒507-0034 多治見市豊岡町1丁目55番地
ヤマカまなびパーク 4階

電話 / F A X : 0572-23-8786

フリーダイヤル : 0120-967-866

メー ル : kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp

